関係

※印字されている内容に誤りがないか確認し、違う場合は二重線で消し、訂正してご使用ください。

令和 年 月	飯綱町長 殿	飯 綱 町整理番号	
		フリガナ	
住 所 (住民税が課税)		氏 名	
【される住所 】	村に対し、自治体から税額控除のために通知を行います		
電話番号		生年月日	

「個人番号」欄には、あなたの個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2(第314条の7)第2項に規定する特例控除対象寄附金(以下「特例控除対象寄附金」という。)について、同 法附則第7条第1項(第8項)の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例(以下「申告の特例」という。)の適用を受けようとするときは、下の欄に 必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項(第13項)各号のいずれかに該当する場合には、申告特例 対象年に支出した全ての寄附金(同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。)について申告の特例の適用は受けられなく なります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府 県民税の申告書を提出してください。
 - 1. 当団体に対する寄附に関する事項

	寄附年	月日		寄附金額
令和	年	月	日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□に チェックをしてください。

- ① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である 🍑
- (注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。 (1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条(第1項ただし書を除く。)の規定の適用を受ける者
 - (2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税 額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出(当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。)を要しない者
- ② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である 🗹
- (注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

下記書類が確認できるように、コピーして太枠の中に貼り付けてください。

- **※太枠に入りきらない書類のコピーは、裏面の「確認書類追加貼り付け用紙」へ貼り付けてください。**
- ※確認書類の氏名・住所・生年月日・個人番号・写真を確認できる状態で貼り付けてください。
- ※確認書類に記載の住所や氏名が、申請書の情報とすべて一致していることをご確認ください。

①個人番号確認書類 〈添付欄〉 有効期限内のもの (期限のないものは発行日から原則6カ月以内)					
マイナンバーカードを 持っている人	マイナンバーカード裏面(個人番号が記載されてい る面)のコピー				
通知カード※ 1 を 持っている人	通知カードのコピー ※ 1 記載された氏名、住所が住民票に記載されている事 項と一致しない場合は、使用できません。				
どちらも無い人	個人番号が記載された住民票を同封してください。				

②本人確認書類 〈添付欄〉 南効期限内のもの (期限のないものは発行日から原則6カ月以内)					
マイナンバーカードを ①に添付する人	マイナンバーカード表面(証明写真が載っている面 のコピー)				
通知カードまたは 住民票を①に添付 する人	下記いずれかの顔写真付き書類のコピー1点 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 ※上記をお持ちでない場合は、公的書類2点のコピーが必要です。 健康保険被保険者証、国民年金手帳、地方税・国税公共料金の領収書・納税証明書、印鑑登録証明書、				

確認書類追加貼り付け用紙

氏 名 _____

整理番号 ______

	申請書下部の貼り付け位置に入りきらない書類を、 <u>重ならないように</u> 貼り付けてくだ	さい。
×	※下記の貼り付け枠よりも大きなサイズの書類は貼り付けせず、A4 もしくは B5 サイズにコピーしてそのまま同封く	ださい。
	貼り付け位置 貼り付け位置	
	マイナンバー通知カードの裏面や本人確認書類に住所変更などの追記がある場合には、 必ず追記された面のコピーを貼り付けてください。	
	申請書提出前にもう一度ご確認ください!!	
No.	確認事項	チェック
No. 1	確 認 事 項 申請書には翌年度の住民税が課税されるご住所地が記入されていますか。 (本申請は寄附翌年1月1日時点の住民税課税地にて申請する必要がございます)	チェック
	確認事項 申請書には翌年度の住民税が課税されるご住所地が記入されていますか。	チェック
1	確認事項 申請書には翌年度の住民税が課税されるご住所地が記入されていますか。 (本申請は寄附翌年1月1日時点の住民税課税地にて申請する必要がございます) 以下3点の氏名・住所がすべて一致していることをご確認ください。 「申請書」・「個人番号確認書類」・「本人確認書類」 ※住民票の住所地と違う自治体で課税されている方は、備考欄にお書き添えください。	チェック
2	確 認 事 項 申請書には翌年度の住民税が課税されるご住所地が記入されていますか。 (本申請は寄附翌年1月1日時点の住民税課税地にて申請する必要がございます) 以下3点の氏名・住所がすべて一致していることをご確認ください。 「申請書」・「個人番号確認書類」・「本人確認書類」 ※住民票の住所地と違う自治体で課税されている方は、備考欄にお書き添えください。 (例)住民登録の住所は○○○、課税地は▲▲▲ 等 提出後、寄附翌年1月1日までの間に氏名・住所に変更があった場合は、変更届出書をご提出ください。	<i>Fxy7</i>
2	確認事項 申請書には翌年度の住民税が課税されるご住所地が記入されていますか。 (本申請は寄附翌年1月1日時点の住民税課税地にて申請する必要がございます) 以下3点の氏名・住所がすべて一致していることをご確認ください。 「申請書」・「個人番号確認書類」・「本人確認書類」 ※住民票の住所地と違う自治体で課税されている方は、備考欄にお書き添えください。 (例)住民登録の住所は○○○、課税地は▲▲▲ 等 提出後、寄附翌年1月1日までの間に氏名・住所に変更があった場合は、変更届出書をご提出ください。 (提出期限:寄附翌年1月10日必着) 身分証明書について、有効期限のある証明書は有効期限内のものに限ります。	チェック
1 2 3 4	確認事項 申請書には翌年度の住民税が課税されるご住所地が記入されていますか。 (本申請は寄附翌年1月1日時点の住民税課税地にて申請する必要がございます) 以下3点の氏名・住所がすべて一致していることをご確認ください。 「申請書」・「個人番号確認書類」・「本人確認書類」 ※住民票の住所地と違う自治体で課税されている方は、備考欄にお書き添えください。 (例)住民登録の住所は○○○、課税地は▲▲▲ 等 提出後、寄附翌年1月1日までの間に氏名・住所に変更があった場合は、変更届出書をご提出ください。 (提出期限:寄附翌年1月10日必着) 身分証明書について、有効期限のある証明書は有効期限内のものに限ります。 期限のないものは発行日(又は領収日時の押印)から原則6カ月以内のものに限ります。 マイナンバー通知カードについては、通知カードの記載事項(住所・氏名)が住民票(申請書)と一致している	ξΣν0
1 2 3 4 5	確 認 事 項 申請書には翌年度の住民税が課税されるご住所地が記入されていますか。 (本申請は寄附翌年1月1日時点の住民税課税地にて申請する必要がございます) 以下3点の氏名・住所がすべて一致していることをご確認ください。 「申請書」・「個人番号確認書類」・「本人確認書類」 ※住民票の住所地と違う自治体で課税されている方は、備考欄にお書き添えください。 (例) 住民登録の住所は○○○、課税地は▲▲▲ 等 提出後、寄附翌年1月1日までの間に氏名・住所に変更があった場合は、変更届出書をご提出ください。 (提出期限:寄附翌年1月10日必着) 身分証明書について、有効期限のある証明書は有効期限内のものに限ります。 期限のないものは発行日(又は領収日時の押印)から原則6カ月以内のものに限ります。 マイナンバー通知カードについては、通知カードの記載事項(住所・氏名)が住民票(申請書)と一致している場合のみ有効です。 本申請による返礼品の配送先変更はお受けできませんのでご注意ください。返礼品の配送先変更をご希望の方は、	#xy0
1 2 3 4 5	確認事項 申請書には翌年度の住民税が課税されるで住所地が記入されていますか。 (本申請は寄附翌年1月1日時点の住民税課税地にて申請する必要がございます) 以下3点の氏名・住所がすべて一致していることをご確認ください。 「申請書」・「個人番号確認書類」・「本人確認書類」 ※住民票の住所地と違う自治体で課税されている方は、備考欄にお書き添えください。 (例)住民登録の住所は○○○、課税地は▲▲▲ 等 提出後、寄附翌年1月1日までの間に氏名・住所に変更があった場合は、変更届出書をご提出ください。 (提出期限:寄附翌年1月10日必着) 身分証明書について、有効期限のある証明書は有効期限内のものに限ります。 期限のないものは発行日(又は領収日時の押印)から原則6カ月以内のものに限ります。 マイナンバー通知カードについては、通知カードの記載事項(住所・氏名)が住民票(申請書)と一致している場合のみ有効です。 本申請による返礼品の配送先変更はお受けできませんのでご注意ください。返礼品の配送先変更をご希望の方は、別途ご連絡ください。 本申請書類が当町に到着したかどうかの確認はできかねます。郵便の到着確認をされたい方は、	######################################